

全国健康保険協会福井支部健康づくり推進協議会運営要綱

1 目的

「健康づくり推進協議会」（以下「協議会」という。）は、中長期的な観点から全国健康保険協会福井支部（以下「支部」という。）における保健事業を円滑かつ効果的に推進するため、全国健康保険協会福井支部長（以下「支部長」という。）に対し必要な提言及び助言を行うものとする。

2 委員及び委員の委嘱

- （１） 協議会の委員（以下「委員」という。）は１５名以内（支部長を含む。）とする。
- （２） 協議会は、原則として次の委員をもって構成するものとし、支部長が委嘱する。

- ① 被保険者代表
- ② 事業主代表
- ③ 健康保険委員代表
- ④ 保健医療関係者
- ⑤ 学識経験者
- ⑥ その他必要と認められる者（行政等）

なお、協議会は、必要に応じ委員以外の者を出席させ意見を聞くことができる。

- （３） 支部長は、委員が次のいずれかに該当するとき、これを解任することができる。
- ① 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき
 - ② 委員としてふさわしくない非行があったとき

3 任期

- （１） 委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- （２） 委員は再任することができる。

4 議長

- （１） 協議会に議長を置き、委員の互選により選任する。
- （２） 議長は、協議会の議事を整理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する副議長がその職務を行う。

5 事務局

事務局は、支部の職員のうちから、支部長が必要と認める人員を以て構成する。

6 協議会の招集

原則、毎年２回、支部長が招集する。

7 協議項目

協議会は、支部が実施する保健事業の基本方針、計画、手法、評価等について次の事項を協議する。

- ① 加入者の健康増進に関すること
- ② 生活習慣病予防健診に関すること（被扶養者に対する特定健康診査を含む）
- ③ 保健指導の実施に関すること
- ④ 健康づくり等各種保健事業に関すること
- ⑤ その他

8 協議会の事務

協議会の事務は支部が行う。

9 委員謝金及び旅費交通費

全国健康保険協会の規程により支給する。

10 その他

上記のほか、必要な事項は、支部長が別に定めることとする。

附則

この要綱は平成２９年３月１３日から施行する。